

令和5年第6回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月28日(水) 開会 午後 2時00分

2. 開催場所 入間市庁舎 B棟 5階 全員協議会室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師 励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 5番 池谷昭二 6番 田嶋正明

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 豊泉 隆 岩田孝三郎

中村郁夫 中村義男 清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩崎 聡
主 幹	河西 多郎
主 事	中島 健人

9. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員10名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第6回入間市農業委員会を開会いたします。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、5番、池谷昭二委員、6番、田嶋正明委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号、当事者・受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを、読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当8番、法師励委員、説明を願います。

○農業委員8番（法師励君）

8番、法師です。議案第1号の1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

1番、借受人、〇〇〇〇株式会社。筆数、9筆。合計面積、11,507平米。申請理由、受人は法人として農業経営を行うべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自、0アール。

6月23日に野村推進委員と別々に、耕作状況等を確認してきました。またご本人から電話にてお話を伺いました。

借受人である〇〇〇〇株式会社は、法人代表者である〇〇〇の〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇に所有する農地の一部を借り受けて耕作する申請でございます。

農機具については、トラクター１台、乗用モア１台、トラック２台、軽トラック１台など必要なものは一式〇〇さん個人のものを利用するとの事でした。

今回の申請地について、現在キウイフルーツの苗が作付けされた果樹園となっておりますが、今後も果樹園として利用する計画となっております。また〇〇さん本人も含め、法人の〇〇〇〇〇で耕作に従事する計画となっており、今後の耕作に支障ないものと考えられます。

ご審議の程、よろしくお願いします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。ただいま法師委員の説明があった通り、何ら問題ないと思われま

す。ご審議よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第１号の１番は、農業を経営する法人が、法人代表個人が所有する農地を借り受け農業経営を行うため、使用貸借権の設定を行うものです。

農地法第３条の許可検討事項について説明します。

はじめに法人が、農地を所有する場合は、農地所有適格法人である必要があります。農地所有適格法人とは、農地法第２条第３項に規定される法人で、同項の第１号から第４号までの全ての要件を満たす法人をいいます。

許可にあたり農地所有適格法人に該当するか否かは、その要件の全てを満たす法人であるかを確認する必要があります。要件は、５項目あります。

１項目は、法人形態要件です。株式会社の場合は、公開会社でない必要があります。受人の法人形態は、株式譲渡制限の規定を設けている非公開会社ですので、要件を満たしています。

２項目は、事業要件です。受人の事業は、果樹や野菜、花卉類の生産、販売や農作業の受

託、管理を行うなど、農業が主体の事業となっているため、要件を満たしています。

3項目は、議決権要件です。株式会社の場合は、その法人の株主が、その法人の農業に常時従事する者などで、その者の議決権が過半を占めている必要があります。受人の議決権要件は、その法人の農業に常時従事する者が有する議決権の過半を占めていますので、要件を満たしています。

4項目は、農業の常時従事要件です。株式会社の場合は、取締役の数の過半を、その法人の行う農業に常時従事する株主が占めている必要があります。受人の農業の常時従事状況は、農業に常時従事する株主が取締役の過半を占めていますので、要件を満たしています。

5項目は、農作業の常時従事要件です。株主の1人以上が、その法人の行う農業に必要な農作業に原則、年間60日以上従事する必要があります。受人の農作業の常時従事日数は、60日以上であり、要件を満たしています。

以上、農地法第2条第3項の要件を全て満たしており、受人は、農地所有適格法人に該当するものと判断されます。

次に、法師委員から説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。今まで代表である〇〇さんが耕作している農地を、法人で新たに115アールの農地を耕作するものです。

申請地の耕作状況は、現在は果樹（キウイフルーツ）が作付けされておりますが、許可後も引き続き果樹園として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、同法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことを報告いたします。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（田嶋委員挙手）

○農業委員6番（田嶋正明君）

すいません。〇〇〇〇の状況をちょっと確認したいんですけども、まず従業員というか、そういうふうな、要するにこの会社の規模の話ね。それと今回が初めての場所なのか、或いは他の場所もやられてるのか。あと作物的にどうなのかと。

○事務局

まず法人の方の従業員はご本人の〇〇さんを含めて〇〇でございます。農地の方の借り受けは、入間市の今回の議案が初めてということでございます。〇〇の方では主に野菜の販売

や農作業の受託というのをやっているとのこと。〇〇〇の方では通作距離があり、なかなか厳しいため、果樹園の栽培ということで、個人で持ったものを今回法人に貸し付ける形で申請となっております。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

全体の経営面積はどのくらい。〇〇の。

○事務局

法人としてはですね耕作している面積はないのですが、〇〇〇の方では〇〇さん個人が耕作されている農地は確か 2 ヘクタール、具体的な資料ではなくて、以前お伺いした時に 2 ヘクタールほどあると伺っておりまして。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

今回のと合わせて 1 0 0、1 3 0 アールぐらいある。

○事務局

〇〇の方で確か 2 ヘクタールほどやって、それで改めて〇〇〇の方でも今回借りているところ以外でも何筆か農地ございます。合わせて 1. 6 ヘクタールぐらいあったと思います。基本的には問題ないかと。

（加藤委員挙手）

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）

これ果樹園って言うんですけど、〇〇〇〇では全部果樹をやっているわけですか。

○事務局

〇〇〇の方ですが、2 年前ぐらいに代表の〇〇さんが個人で買われた時に、〇〇〇の農地については基本的には果樹園で使いたいということで申請があり、キウイが作付けされています。キウイも大きくなるとブドウみたいに棚や、柱とかが必要になります。これから大きくなったら柱とかをつけて収穫するという形でお話を伺っております。〇〇〇の方の農地はすべて果樹園という形でございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

2 町分ぐらいになる。

○事務局

今回法人の話からすると、〇〇〇の農地全体、1 万 6 千か 7 千平米ぐらいの農地を〇〇さん個人で所有しているうちの 1 1 1. 1 アール強を法人に貸付ける形でございます。

○議長

よろしいですか。あと他にございませんか。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号、当事者・受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当9番、加藤敏夫委員、説明を願います。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

9番、加藤です。議案第2号の1番について説明申し上げます。なお読み上げについては、一部省略させていただきます。

当事者、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇、(株)〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、1,959平米。申請理由、受人は、〇〇〇等を営んでいるが、事業拡大及び社員数の増加に伴い駐車場が不足しているため、駐車場を確保すべく申請する。摘要、駐車場。

理由書が届いておりますので読み上げさせていただきます。なお理由書の読み上げについては、一部抜粋しての読み上げとさせていただきます。

理由書、弊社は昭和29年創業以来70年、〇〇〇を拠点に〇〇〇〇〇〇〇への〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇等の〇〇〇〇〇〇〇、地域の特性を生かした〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇並びに〇〇〇〇〇を機械設備工場の各事業を全国展開して参りました。平成17年10月、本社を〇〇〇〇〇〇より、現在の〇〇〇〇〇に本社を移転させ、〇〇〇〇〇、及び住宅向けに〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を開始いたしました。社員数は180名を超え本社勤務社員数の100名と各テナント様の社員数を加味いたしますと、令和2年頃より約70名の増員となりました。本社構内では、日々物流運搬用大型トラックが数多く往来する状況です。

会社としても、エリア内駐車等を続けているため、これらの車両を接触する危険性が生じております。そして、安全配慮義務の観点から、この状況をかんがみ、改善させる必要があります。最終的に今回の転用許可をいただきました折には、現在本社構内に駐車場に確保できていない、社員通勤用車両66台、作業用車両2台、来客用車両4台、計72台分の駐車場を確保することが可能となり、駐車場不足問題を解決することとあります。どうぞこの内容加味した上、今回の転用申請事業許可されたくお願い申し上げる次第であります。何卒ご配慮ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。令和5年6月9日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇。

6月23日、宮岡推進委員と現地調査をして参りました。申請地は、譲受人が以前転用申請して使用している〇〇〇〇の東隣であり、畑の南側は〇〇となっており、北側は〇〇と〇〇となっております。他に隣接する農地はありません。従って新設について特に支障はないと思われまふ。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

ただいま加藤委員の説明の通り、特段問題ないと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

説明の前に本日お配りいたしました議案第2号1番、A3の見開きの資料は図面となりまして、今日お配りさせていただきましたので、併せてご覧いただければと思います。

議案第2号1番については、〇〇〇等を営んでいる受人が、事業拡大及び社員数の増加に伴い駐車場が不足しているため、駐車場を確保するための農地転用許可申請です。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致します。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

(田嶋委員挙手)

ちょっとわかりにくいんで、案内図の〇〇〇の敷地場所、西側のところの上の点線まで、
そういうことでよろしいですか。それとこの周辺の農地はどこにありますか。

お答えいたします。今回の議案にもお付けしたのですが、案内図の方をご参照頂ければと思います。

よろしいですか。他にございませんか。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたします。

本議案では、各担当委員及び事務局による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号ごとに、当事者・借受人の氏名、筆数、面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当8番、法師励委員、説明を願います。

○農業委員8番（法師励君）

8番、法師です。議案第3号1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、3,129平米。利用権種類、使用貸借権。

6月23日に、野村推進委員と別々に耕作状況などを確認してきました。

〇〇さんは、〇〇〇で令和5年3月に認定新規就農者の認定を受けた新規就農者です。耕作は〇〇〇〇で行う予定となっております。

〇〇〇では12筆、4,000平米弱の農地を令和5年6月から借受けて耕作しております。作付けは露地野菜全般との事でした。

また農機具も耕運機1台、軽トラック1台、刈払機2台などを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく願います。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。ただいま法師委員の報告があった通り、問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の1番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までの2年間は経過措置により今までとおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

法師委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は40アールであり、その農地をすべて耕作しております。

今回新たに借受ける農地は3,129㎡で、合計71アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当1番、友野秀一委員、説明を願います。

○農業委員 1 番（友野秀一君）

1 番、友野です。議案第 3 号の 2 番についてご説明いたします。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

2 番、借受人、〇〇〇〇。筆数、3 筆。合計面積、7, 8 1 8 平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

6 月 2 2 日に、現地確認を行いました。また、本人より聞き取りも行いました。

〇〇さんは、新規就農者として〇〇〇に圃場を借りており、すでに 9, 5 9 6 平方メートルを耕作しております。今回借り入れる〇〇〇〇〇〇〇〇〇の 3 筆計 7, 8 1 8 平方メートルの圃場を借り入れ、野菜を栽培する予定とのことです。普段の作業は 1 人で行っておりますが、収穫時には、農業の友人数人と作業を共有し合い、行うということです。申請地の圃場は適正に耕作されており、すでに長ネギの植え付けが終了しておりました。

耕作農機具は耕運機 2 台、トラクター 2 台、モーター管理機 2 台と軽トラックを所有しており、周辺農地等に問題となることはないように思われますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

推進委員の中村です。友野委員の説明のとおり、何ら問題ないかと思います。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第 3 号の 2 番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

友野委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人

の現在の経営面積は96アールであり、その農地をすべて耕作しております。

今回新たに借受ける農地は7,818平方メートルで、合計174アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

続いて、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号ごとに、当事者・相続人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるようお願いします。

それでは、1番を議題といたします。

担当7番、増田恒治委員、説明をお願いします。

○農業委員7番（増田恒治君）

7番、増田です。議案第4号1番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、4,340平米。

6月25日に、山畑推進委員と一緒に、現地確認を行いました。〇〇さんからは、自宅に伺いまして話を伺ってきました。

農地は綺麗に耕作されております。農機具も全部揃っております。〇〇〇〇で耕作されているということです。

ということで、現地の耕作の状況や本人の農機具の所有状況から、引き続き農業をおこなっている旨の証明することに、特に問題はないと思われます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑です。ただいま増田委員の説明されたとおりでございますので、特に支障はないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについて、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当7番、増田恒治委員、説明を願います。

○農業委員7番（増田恒治君）

7番、増田です。議案第4号2番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

2番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、4, 171平米。

6月25日に、山畑推進委員と一緒に、現地確認を行いました。

〇〇さんの自宅に伺いまして、話を伺ってきました。

畑は茶畑で綺麗に耕作されております。また農機具は揃っております。現地の耕作の状況や、本人の農機具の所有状況から、引き続き農業をおこなっている旨の証明をすることに、特に問題はないと思われます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

推進委員の山畑です。ただいま増田委員の説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がございましたが、今後も引き続き農業経営を行うものと認められますので、適格者として認めることについてご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当7番、増田恒治委員、説明をお願いします。

○農業委員7番（増田恒治君）

7番、増田です。議案第4号3番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

3番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,013平米。

6月25日に、山畑推進委員と一緒に、現地確認を行いました。

〇〇さんから自宅に伺って、話を伺ってきました。

現地は茶畑となっております。〇〇〇〇で耕作されており、綺麗に管理されています。農機具も一式揃っております。現地の耕作の状況や本人の農機具の所有状況から、引き続き農業を行っている旨の証明をすることに、特に問題はないと思われれます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑です。4の3番についても茶畑になっておりますので、問題ないと思われれます。それとあと2番と3番は、〇〇〇と〇〇〇の関係です、以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行うものと認められますので、適格者として認めることについてご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、4番を議題といたします。

担当1番、友野秀一委員、説明を願います。

○農業委員1番(友野秀一君)

1番、友野です。議案第4号の4番についてご説明いたします。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

4番、相続人氏名、〇〇〇〇〇。筆数、2筆。計、4,409平方メートル。

6月22日に申請地2筆の圃場を確認して参りました。また、同日、ご家族の方より聞き取りもございました。農作業は〇〇〇さんと〇〇さん〇〇で行っており、自宅がある〇〇〇〇〇〇から当申請地の圃場へ通われております。現在は申請地の圃場に関して、綺麗に管理されておりました。作付け作物としてはじゃがいも、ねぎ、大根、小松菜、ほうれん草等を作付けしているとのことです。作業機械等は、トラクター2台、耕運機3台、トラック1台、軽トラック1台を所有しております。通作距離も9キロとのことです。

周囲農地に関して何か問題になることはないかと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員(中村義男君)

推進委員の中村です。

友野委員の説明の通り問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行うものと認められますので、適格者として認めることについてご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、5番を議題といたします。

担当7番、増田恒治委員、説明をお願いします。

○農業委員7番(増田恒治君)

7番、増田です。議案第4号5番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

5番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,336平米。

6月25日に、山畑推進委員と一緒に現地確認を行いました。〇〇さんの自宅に伺い、話を伺ってきました。

農地の状況は、野菜が植えてありました。畑は〇〇〇〇で作業していることです。農機具はトラックを含めて全部新しくなっておりました。現地の耕作の状況や、本人の農機具の所有状況から、引き続き農業を行っている旨の証明をすることに、特に問題はないと思われます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(山畑義行君)

豊岡地区推進委員の山畑です。ただいま増田委員がご説明した通りでございますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、農業経営を行う者と認められますので、相続税納税猶予の適用を受けるための適格者として認めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

続いて、議案第5号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について、を議題といたします。

この議案については、はじめに、「意見伺い」の内容について、事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

なお、事務局による議案書の読み上げは、一部省略し、読み上げるよう願います。

それでは、1番について事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。なお、読み上げは、一部省略させていただきます。

議案第5号、入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について。

生産緑地法施行規則及び平成3年9月10日付建設省都公緑発第77号建設省都市局長通知に基づき入間都市計画生産緑地地区の変更について、農業委員会の意見を求めるものでございます。

1番、変更前、土地所有者、〇〇〇〇。地名、〇〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇。合計面積、2,299平方メートル。生産緑地地区番号、〇〇〇〇生産緑地地区。変更後、土地所有者、〇〇〇〇。地名、〇〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇〇〇。面積、369平方メートルでございます。

議案第5号の1番については、〇〇〇〇生産緑地地区の農地について、生産緑地指定の告示の日から起算して30年を経過したことに伴い市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和5年5月9日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、生産緑地法施行規則第1条、建設省都市局長通知により、生産緑地地区の変更又は廃止に関し農業委員会に意見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、

1点目、「市内農地の減少について」、

2点目、「周辺農地に与える影響について」、の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

続いて、担当2番、平塚尚吾委員、説明をお願いします。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第5号の1番についてご説明を申し上げます。

6月21日に、清水推進委員とは別に現地確認をまいりました。

申請地周辺は宅地化が進んでいる場所であり、当該地の周りは多数住宅等が存在し、農地が宅地に囲まれた状況となっております。

まず1点目の、市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われれます。

2点目の、周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に宅地化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

藤沢地区推進委員の清水です。ただいま平塚委員さんが説明された通り、何も問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件について、何かご意見がありましたらお願いいたします。

（意見なし。の声）

○議長

それでは農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでし

ようか。賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

次に2番について、事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。なお、読み上げは、一部省略させていただきます。

2番、変更前、土地所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇。地名、〇〇。地番、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇。合計面積、3,652平方メートル。生産緑地地区番号、〇〇〇〇〇生産緑地地区。変更後、土地所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇。地名、〇〇。地番、〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇。合計面積、2,313平方メートルでございます。

議案第5号の2番については、〇〇〇〇〇生産緑地地区の農地について、生産緑地指定の告示の日から起算して30年を経過したことに伴い市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和5年5月9日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、生産緑地法施行規則第1条、建設省都市局長通知により、生産緑地地区の変更又は廃止に関し農業委員会に意見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、

1点目、「市内農地の減少について」、

2点目、「周辺農地に与える影響について」、の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

続いて、担当9番、加藤敏夫委員、説明をお願いします。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

9番、加藤です。議案第5号の2番について説明を申し上げます。

6月23日に宮岡推進委員と、現地確認をして参りました。

この件につきまして、案内図を見てもらえば、一目でわかりますけど、〇〇〇〇から〇〇方向に行って〇〇〇〇の〇〇〇、右に東に約100メートルくらい行った地点の南側に位置します。この場所は〇〇〇〇〇〇のほぼ真ん中に位置しておりまして、周りは住宅で、〇〇さんの〇〇〇〇の畑となっております、その南側での一部であります。よって、周辺に接する農地はありません。

従って問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

ただいま、加藤委員の説明通りで特段問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件について、何かご意見ございましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

それでは農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については1件、同法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については2件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については11件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処

分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時52分